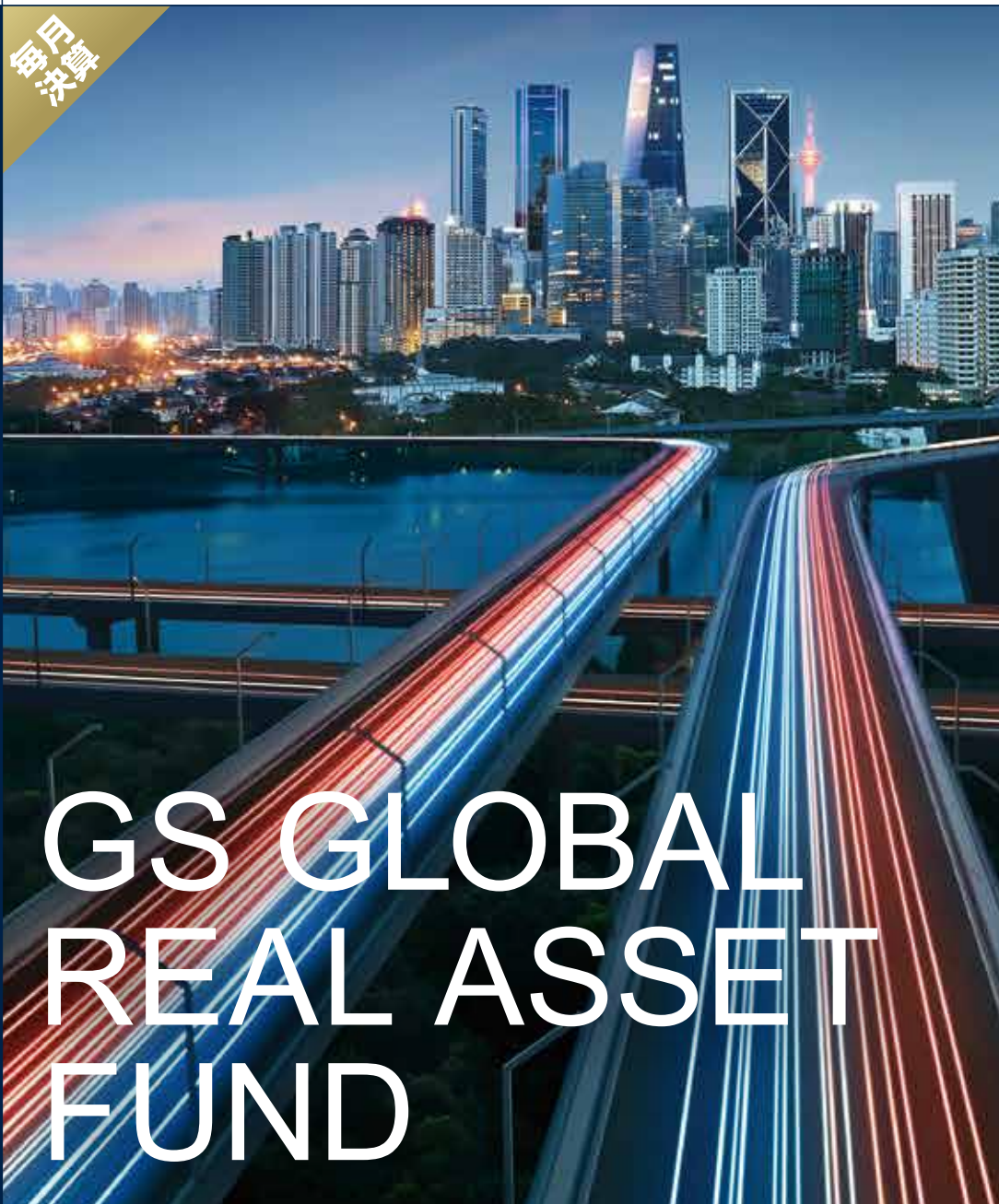


GSグローバル・リアルアセット・ファンド  
(毎月決算・分配条件提示型・為替ヘッジなし)  
追加型投信／内外／資産複合投資信託説明書  
(交付目論見書)

使用開始日 2023.10.21

目録  
毎月決算GS GLOBAL  
REAL ASSET  
FUND

- 本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する「投資信託説明書(請求目論見書)」を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

[委託会社] ファンドの運用の指図を行う者

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第325号

[受託会社] ファンドの財産の保管および管理を行う者

株式会社SMBC信託銀行

■照会先

ホームページ  
アドレス [www.gsam.co.jp](http://www.gsam.co.jp)

電話番号 03-6437-6000 (受付時間: 営業日の午前9時から午後5時まで)

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内外	資産複合	その他資産 (投資信託証券 (資産複合 (株式、不動産投信) 資産配分変更型))	年12回 (毎月)	グローバル (日本を含む)	ファンド・オブ・ ファンズ	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。商品分類および属性区分の内容につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

- この目論見書により行うGSグローバル・リアルアセット・ファンド(毎月決算・分配条件提示型・為替ヘッジなし)(以下「本ファンド」といいます。)の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2023年4月3日に関東財務局長に提出しており、2023年4月19日にその届出の効力が生じております。
- 本ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律に基づいて組成された金融商品であり、同法に基づき、本ファンドでは商品内容の重大な変更を行う場合に、事前に投資家(受益者)の意向を確認する手続き等を行います。
- 本ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 請求目論見書は投資家の請求により販売会社から交付されます(請求を行った場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。)
- ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

## 委託会社の情報

委託会社名：ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

設立年月日：1996年2月6日

運用する証券投資信託財産の合計純資産総額：4兆9,643億円(2023年7月末現在)

資本金：4億9,000万円(2023年10月20日現在)

グループ資産残高(グローバル)：2兆4,573億米ドル(2023年6月末現在)

## ファンドの目的

日本を含む世界の不動産・インフラストラクチャー関連の株式および不動産投資信託を実質的な主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長をめざして運用を行います。

## ファンドの特色

### ファンドのポイント

- ① 主として不動産・インフラストラクチャー資産の持続的な成長を促す主要テーマに沿うと考えられる日本を含む世界の企業の株式および不動産投資信託に投資します。  
外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- ② 個別企業のファンダメンタル分析を重視したボトムアップ手法により銘柄選択を行います。
- ③ 毎月決算・分配条件提示型です。  
分配方針についての詳細は、後記「ファンドの分配方針」をご覧ください。

※本ファンドでは、不動産・インフラストラクチャー関連の実物資産を「リアルアセット」といいます。リアルアセットの持続的な成長を促す主要テーマには、技術革新の加速、社会問題への対応、ライフスタイルの変化等が含まれますが、これらに限定するものではありません。また、将来変更される可能性があります。詳しくは、後記「世界の構造変化をとらえた「リアルアセット」への投資」をご覧ください。

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

本ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います（ファンド・オブ・ファンズ方式については、後記「ファンドの仕組み」をご覧ください）。

委託会社が属するゴールドマン・サックスの資産運用部門を「ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント」といいます。

**世界の構造変化をとらえた「リアルアセット」への投資**

私達の生活や経済活動の土台となるリアルアセットは、安定的な収益が期待されます。加えて、技術革新の加速や持続可能な社会への意識の高まり、ライフスタイルの変化等による世界の構造変化から恩恵を受けることも期待されています。


◆リアルアセットとは

本ファンドにおける「リアルアセット」とは、不動産・インフラストラクチャー関連の実物資産をいいます。  
インフラストラクチャーとは、産業や社会生活の基盤となる施設をいい、道路や空港等の公共的機能を担う施設の他、通信設備や社会サービスを提供する施設等があります。

本ファンドでは、リアルアセットの持続的な成長を促す主要テーマを特定し、日本を含む世界の株式および不動産投資信託から銘柄選択を行うことで長期的なリターンをめざします。

<主要テーマ>

**技術革新の加速**



技術革新の加速に伴う生活の更なる発展の下支え

- データセンター
- 通信塔
- 物流施設・冷凍冷蔵倉庫 等

**社会問題への対応**



高齢化の進展や環境問題等への対応

- ヘルスケア・リタイアメント施設
- 再生可能エネルギー関連施設
- 上下水道・水処理施設 等

**ライフスタイルの変化**



人口動態の変化やモノ消費からコト消費\*への流れによる新たなニーズ

- 空港・有料道路・鉄道
- ホテル・宿泊施設
- 生活費の安価な地域の住宅 等

\*コト消費とは、一般に、モノ(商品)の購入や所有ではなく、コト(旅行等の体験)に対する消費行動をいいます。

上記は2023年10月20日現在の主要テーマであり、これらに限定されるものではありません。また、将来変更される可能性があります。

## ファンドの運用

本ファンドの実質的な運用は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントのファンダメンタル株式運用グループが担当し、以下の投資プロセスに従って運用を行います。

### 投資ユニバース

リアルアセットの持続的な成長を促す  
主要なテーマを特定し、その恩恵を受ける銘柄を特定

徹底したファンダメンタル分析、バリュエーション  
分析を行い、投資候補銘柄を決定

株価の上昇余地、確信度、配当利回り  
等を考慮し、ポートフォリオを構築

- ファンダメンタル株式運用グループの広範囲なプロフェッショナルの意見を活用
- 日本を含む世界の企業の株式や不動産投資信託から先進国および新興国を対象に幅広い投資機会を検討

- グローバルに展開する各拠点のリサーチアナリストと連携
- 個別銘柄の分析を重視したボトムアップ手法  
財務諸表、経営実績などを精査し、ビジネスクオリティを判断
- 銘柄ごとに最適なバリュエーション(企業価値評価)手法を使用

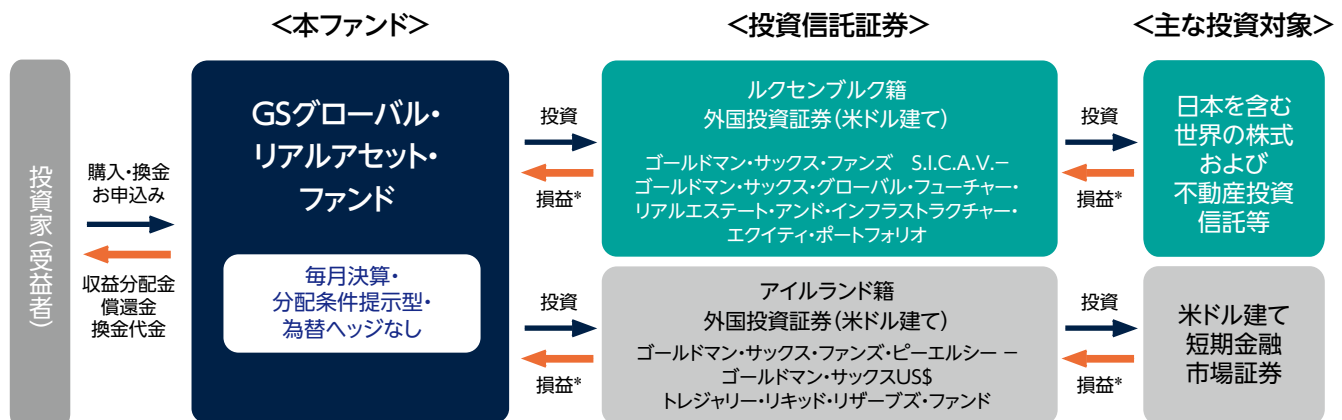
**組入銘柄**  
約40-70銘柄\*

\*市場環境やその他の要因により今後変更する可能性があります。

上記の投資プロセスは変更される場合があります。上記は本ファンドが主要投資対象とする外国投資証券の投資プロセスを説明したものです。上記がその目的を達成できる保証はありません。

## ファンドの仕組み

本ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。運用にあたってはゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントが運用する投資信託証券のうち、本ファンドの運用戦略を行うために必要と認められる下記の投資信託証券を主要投資対象とします。



\*損益はすべて投資家である受益者に帰属します。

※上記の投資信託証券(以下、総称して「組入れファンド」、「組入れ投資信託証券」または「指定投資信託証券」ということがあります。)への投資比率は、資金動向および投資対象となる各投資信託証券の収益性等を勘案して決定するものとします。原則としてルクセンブルグ籍外国投資証券(米ドル建て)「ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V.-ゴールドマン・サックス・グローバル・フューチャー・リアルエステート・アンド・インフラストラクチャー・エクイティ・ポートフォリオ」の組入比率を高位に保つものの、各投資信託証券への投資比率には制限を設けません。

※上記は2023年10月20日現在の組入れ投資信託証券です。投資対象となる投資信託証券は見直されることがあります。この際、上記の投資信託証券が除外されたり、新たな投資信託証券が追加される場合もあります。

## 主な投資制限

- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 株式(指定投資信託証券を除きます。)への直接投資は行いません。
- 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- 指定投資信託証券および短期金融商品等以外の有価証券への直接投資は行いません。
- 有価証券先物取引等の派生商品取引の指図ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れの指図は行いません。
- 1発行者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とします。

## ファンドの分配方針

原則として、毎月の決算時(毎月20日。ただし、休業日の場合は翌営業日。)に、利子・配当等収益および売買益(評価益を含みます。)を中心に収益分配を行います。分配金額は、分配対象額の範囲内で、基準価額水準、市場動向等を勘案して、委託会社が決定します。なお、毎決算期末の前営業日の基準価額に応じて、以下の基準にしたがい分配を行うことをめざします。基準価額水準や市場動向等によっては分配を行わないこともあります。また、基準価額が当初元本(1万口=1万円)を下回る場合においても分配を行うことがあります。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

毎決算期末の前営業日の基準価額に応じて、以下の基準にしたがい分配を行うことをめざします。

毎決算期末の前営業日の基準価額	分配金額(1万口当たり、税引前)
11,000円未満	基準価額水準等を勘案して決定します。
11,000円以上12,000円未満	200円
12,000円以上13,000円未満	300円
13,000円以上14,000円未満	400円
14,000円以上	500円

※毎決算期末の前営業日の基準価額の水準に応じて上記表に基づく分配金額を支払うことを原則としますが、その金額は変動するものであり、基準価額の水準によっては分配金が支払われないこともあります。

※特に決算期末にかけて基準価額が急激に変動した場合など基準価額水準や市場動向等によっては、委託会社の判断で上記とは異なる分配金額となる場合や分配金が支払われない場合があります。

※上記表に記載された基準価額および分配金額は、将来の運用の成果を保証または示唆するものではなく、特に世界株式および不動産投資信託の下落局面や為替レート的大幅な変動によっては、基準価額が当初元本(1万口=1万円)を大きく下回る場合があります。

※投資家のファンドの購入価額によっては、基準価額が1万円を超えて支払われた分配金であっても、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

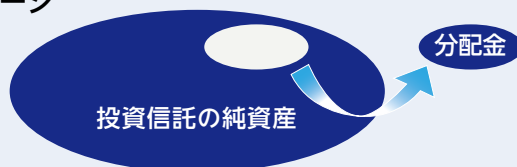
※収益分配金の支払いのために、現金化またはポートフォリオ再構築を行うための追加的な取引コスト等が発生する場合や資金動向等によっては現金の保有比率が高まる場合があることにご留意ください。

# ファンドの目的・特色

## 収益分配金に関わる留意点

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

### 投資信託で分配金が支払われるイメージ

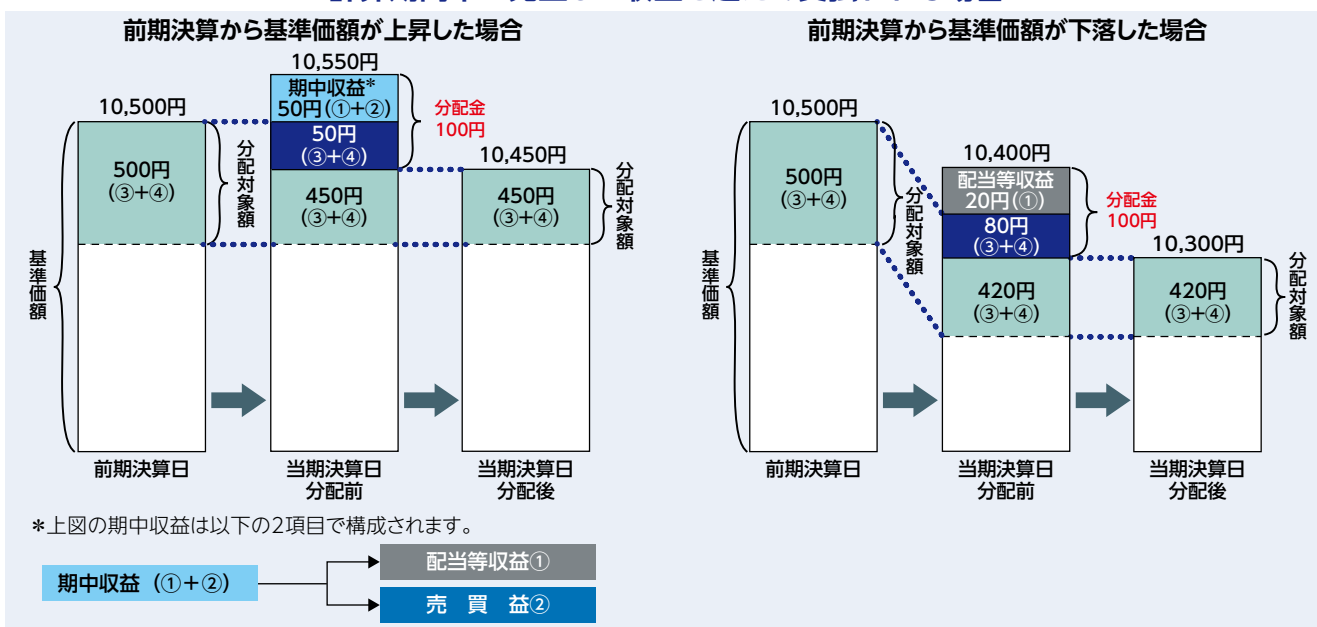


分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。分配対象額とは、①経費控除後の配当等収益②経費控除後の評価益を含む売買益③分配準備積立金(当該計算期間よりも前に累積した配当等収益および売買益)④収益調整金(信託の追加設定の際、追加設定をした価額から元本を差引いた差額分)です。

### 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

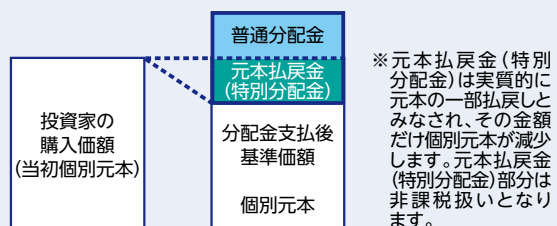


※上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

上記のとおり、分配金は計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合がありますので、元本の保全性を追求される投資家の場合には、市場の変動等に伴う組入資産の価値の減少だけでなく、収益分配金の支払いによる元本の払戻しにより、本ファンドの基準価額が減価することに十分ご注意ください。

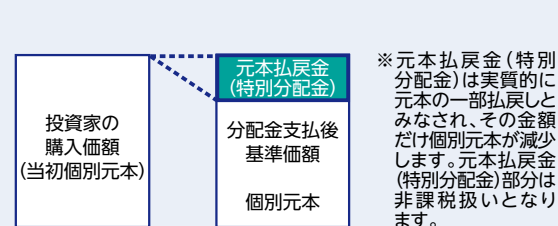
投資家のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の基準価額の値上がり、支払われた分配金額より小さかった場合も実質的に元本の一部払戻しに相当することがあります。元本の一部払戻しに該当する部分は、元本払戻金(特別分配金)として非課税の扱いになります。

#### 分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

#### 分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

普通分配金：個別元本(投資家のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。  
元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資家の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後記「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

## 追加的記載事項

### 組入れファンドの概要

ファンド名	ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V.- ゴールドマン・サックス・グローバル・フューチャー・リアルエステート・アンド・インフラストラクチャー・ エクイティ・ポートフォリオ
ファンド形態	ルクセンブルク籍外国投資証券(米ドル建て)
投資目的	主に、不動産・インフラストラクチャー資産の持続的な成長を促す主要テーマに沿うと考えられる日本を含む世界の不動産・インフラストラクチャー関連の株式(不動産投資信託を含みます。)に投資することにより、信託財産の長期的な成長をめざします。
運用の基本方針等	①主に、不動産・インフラストラクチャー資産の持続的な成長を促す主要テーマに沿うと考えられる日本を含む世界の不動産・インフラストラクチャー関連の株式(不動産投資信託を含みます。)に投資します。 ②主要テーマには、技術革新の加速、人口動態の変化、コト消費、環境問題への対応、社会問題への対応等が含まれますが、これらに限定するものではありません。 ③ポートフォリオは、不動産およびインフラストラクチャー関連業種に集中して投資を行います。 ④株式投資には株式および優先株式、新株予約権、預託証券等の株式関連証券が含まれます。 ⑤市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。
運用報酬等	なし(投資信託証券にかかる信託事務の処理等に要する諸費用等が別途支払われます。)
管理会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ファンド・サービスズ・リミテッド
投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル
副投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント(香港)リミテッド ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント(シンガポール)ピーティイー・リミテッド ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

上記投資信託証券については、日々の流出入額が純資産総額の一定割合を超える場合、純資産価格の調整が行われる場合があります。これは、資金の流出入から受ける取引コスト等が当該投資信託証券に与えるインパクトを軽減することを意図していますが、算出日における資金の流出入の動向が、純資産価格に影響を与えることになります。

ファンド名	ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー - ゴールドマン・サックスUS\$トレジャリー・リキッド・リザーブズ・ファンド
ファンド形態	アイルランド籍外国投資証券(米ドル建て)
投資目的	元本と流動性を確保しつつ、最大限の収益を得ることを目標として運用を行います。
運用の基本方針等	①主に米ドル建ての短期金融商品(アメリカ合衆国財務省証券)、決済機関への預金およびリバース・レポ取引などの信用度の高い金融市場証券等に投資します。 ②購入時において満期まで397日以下の証券、証書および債務に投資し、60日以下の加重平均満期と、120日以下の加重平均残存年限を維持します。 ③株式への投資は行いません。
運用報酬等	なし(投資信託証券にかかる信託事務の処理等に要する諸費用等が別途支払われます。)
管理会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ファンド・サービスズ・リミテッド
投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル
副投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー

※上記は2023年10月20日現在の組入れファンドの概要であり、今後、当該項目の内容が変更される場合があります。



## 基準価額の変動要因

投資信託は預貯金と異なります。本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額が変動します。また、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。信託財産に生じた損益はすべてご投資家の皆さまに帰属します。

### 主な変動要因



#### 株式投資リスク(価格変動リスク・信用リスク)・集中投資リスク

本ファンドは日本を含む世界の株式を実質的な投資対象としますので、本ファンドへの投資には、株式投資にかかる価格変動リスク等のさまざまなリスクが伴うこととなります。本ファンドの基準価額は、株式等の組入る有価証券の値動きにより大きく変動することがあり、元金が保証されているものではありません。また、本ファンドは、特定の業種に対して大きな比重をおいて投資を行いますので、業種をより分散した場合と比較して、ボラティリティ(価格変動性)が高く大きなリスクがあると考えられます。特に不動産関連およびインフラストラクチャー関連企業等の株式の下降局面では本ファンドの基準価額は大きく下落する可能性が高いと考えられます。

一般に、株価は、個々の企業の活動や一般的な市場・経済の状況に応じて変動します。したがって、本ファンドに組入れられる株式の価格は短期的または長期的に下落していく可能性があります。現時点において株価が上昇傾向であっても、その傾向が今後も継続する保証はありません。また、発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。



#### 不動産投資信託への投資リスク(価格変動リスク・信用リスク・収益悪化リスク)

本ファンドは日本を含む世界の不動産投資信託を実質的な投資対象としますので、本ファンドへの投資には、不動産投資信託への投資にかかる価格変動等のさまざまなリスクが伴うこととなります。本ファンドの基準価額は、不動産投資信託等の組入資産の値動きにより大きく変動することがあり、元金が保証されているものではありません。特に日本を含む世界の不動産投資信託市場の下降局面では、本ファンドの基準価額は大きく下落する可能性が高いと考えられます。

一般に、不動産投資信託の市場価格は、不動産投資信託に組み入れられる個々の不動産等の価値や一般的な市場・経済の状況に応じて変動します。したがって、本ファンドに組み入れられる不動産投資信託の市場価格は下落する可能性があります。また、不動産投資信託の資金繰りや収益性の悪化により不動産投資信託が清算され、投資した資金を回収できないことがあります。

不動産投資信託は、その収益の大部分を賃料収入が占めており、景気動向や不動産の需給の影響により、賃料や稼働率の低下あるいはテナントの債務不履行・倒産等によって賃料収入が低下し、収益性が悪化することがあります。管理コストの上昇、税制・環境・都市整備等に関する法令の変更によるコスト・税金の増大、組入れ不動産の滅失・破損等によっても、収益性が悪化する場合があります。このような場合、収益性の悪化が不動産投資信託の市場価格の下落をもたらすこともあります。収益性の悪化により、本ファンドが受領する不動産投資信託からの配当金が減少することもあります。



#### 為替変動リスク

本ファンドは、日本を含む世界の株式および不動産投資信託を投資対象とする外貨建ての投資信託証券を主要な投資対象としますので、本ファンドへの投資には為替変動リスクが伴います。対円で為替ヘッジを行わない本ファンドでは、為替変動の影響を直接的に受け、円高局面ではその資産価値を大きく減少させる可能性があります。

## その他の留意点

- 大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等には、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことや取引量が限られてしまうことがあります。これらは、基準価額が下落する要因となり、換金のお申込みを制限する可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性もあります。
- 本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

## リスク管理体制

運用チームとは独立したリスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行います。リスク管理専任部門では、運用チームと独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、委託会社のリスク検討委員会に報告します。

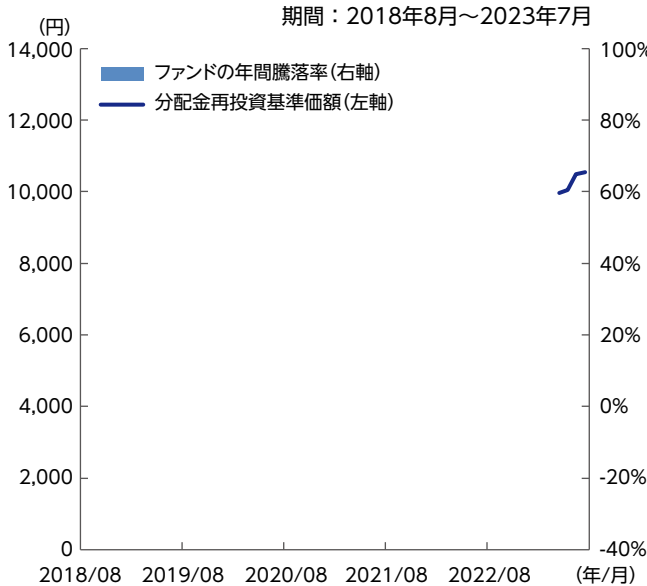
リスク検討委員会は、委託会社の関係各部署の代表から構成されており、リスク管理専任部門からの報告事項等（ファンドの運営に大きな影響を与えると判断された流動性に関する事項を含みます。）に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。また、リスク検討委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定めファンドの組入資産モニタリングを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。

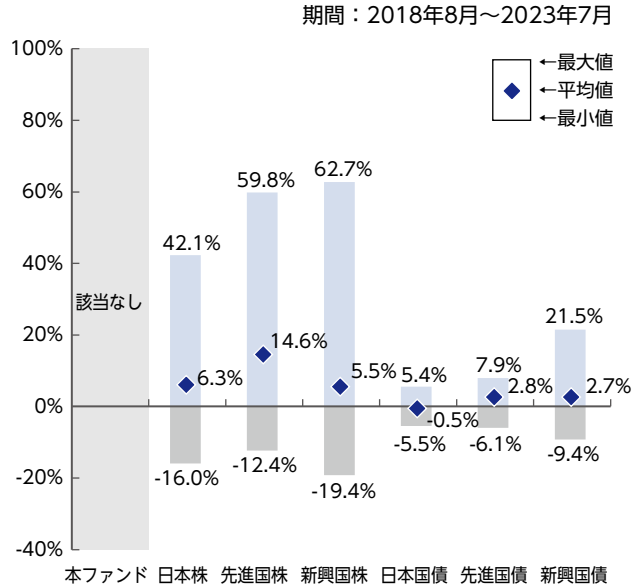
## 参考情報

下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

### 本ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移



### 本ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較



- グラフは、本ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
- すべての資産クラスが本ファンドの投資対象とは限りません。
- 上記のグラフは、過去5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。

● 本ファンドの設定日が2023年4月21日のため、左グラフの分配金再投資基準価額(月次)は2023年4月末以降のデータを表示しています。一方、年間騰落率は各月末における直近1年間の騰落率の表示であるため該当データはありません。また、右グラフのファンドの騰落率については、該当データがなく、代表的な資産クラスについてのみ表示しています。

#### ● 各資産クラスの指数

日本株：東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)

先進国株：MSCI コクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)

新興国株：MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)

日本国債：NOMURA-BPI 国債

先進国債：FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド (円ベース)

□東証株価指数 (TOPIX) の指数値および東証株価指数 (TOPIX) に係る標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社の知的財産です。□MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIインクに帰属します。MSCIおよびMSCIの情報の編集、計算、および作成に関与するその他すべての者 (以下総称して「MSCI当事者」といいます) は、MSCIの情報について一切の保証 (独創性、正確性、完全性、商品性および特定目的への適合性を含みますが、これらに限定されません) を明示的に排除します。MSCI、その関連会社およびMSCI当事者は、いかなる場合においても、直接損害、間接損害、特別損害、付随的損害、懲罰損害、派生的損害 (逸失利益を含みます) およびその他一切の損害についても責任を負いません。MSCIの書面による明示的な同意がない限り、MSCIの情報を配布または流布してはならないものとします。□NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。□FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。□JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバルに関する著作権は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しております。

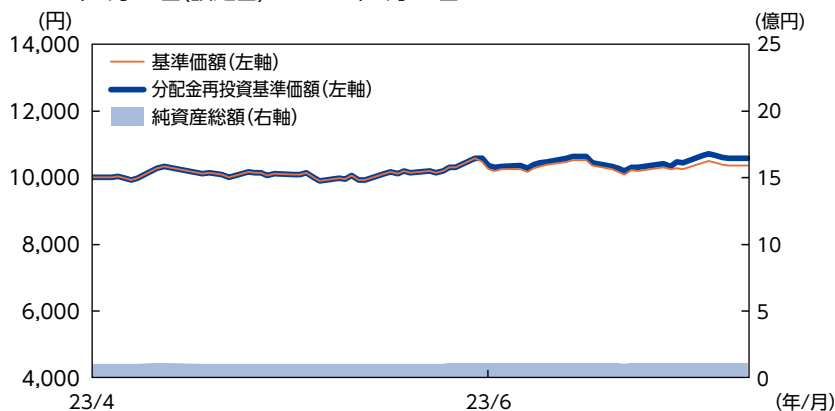
本ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率は、収益分配金 (税引前) を分配時に再投資したものとみなして計算した基準価額および当該基準価額の年間騰落率が記載されており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

最新の運用実績は委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。  
 下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

2023年7月31日現在

### 基準価額・純資産の推移

2023年4月21日(設定日)～2023年7月31日



- 分配金再投資基準価額および期間別騰落率(分配金再投資)は、収益分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算したものです。
- 基準価額および分配金再投資基準価額は、1万口当たりの値です。

### 基準価額・純資産総額

基準価額	10,365円
純資産総額	1.1億円

### 期間別騰落率(分配金再投資)

期間	ファンド
1ヵ月	0.84%
3ヵ月	5.75%
6ヵ月	—
1年	—
3年	—
5年	—
設定来	5.66%

### 分配の推移(1万口当たり、税引前)

決算日	—	—	—	23/6/20	23/7/20	設定来累計
分配金	—	—	—	100円	100円	200円

- 運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

### 主要な資産の状況

組入上位銘柄

銘柄名	種類	比率
ゴールドマン・サックス・グローバル・フューチャー・リアルエステート・アンド・インフラストラクチャー・エクイティ・ポートフォリオ	投資証券	96.3%
ゴールドマン・サックスUS\$トレジャリー・リキッド・リザーブズ・ファンド	投資証券	2.7%

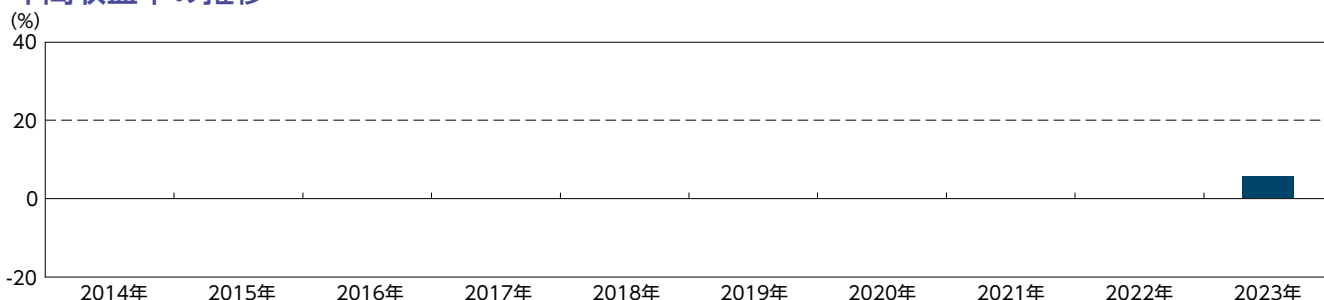
### 主要組入ファンドの資産の内容

ゴールドマン・サックス・グローバル・フューチャー・リアルエステート・アンド・インフラストラクチャー・エクイティ・ポートフォリオ

	銘柄名	国・地域	種類	業種*	比率
1	プロロジス	米国	リート	不動産	5.3%
2	ネクステラ・エナジー	米国	株式	公益事業	4.8%
3	ナショナル・グリッド	英国	株式	公益事業	4.2%
4	トランスアーバン・グループ	オーストラリア	株式	資本財・サービス	3.8%
5	アメリカン・タワー	米国	リート	不動産	3.6%
6	エクイニクス	米国	リート	不動産	3.6%
7	アパロンベイ・コミュニティーズ	米国	リート	不動産	3.0%
8	アレクサンドリア・リアル・エステート・エクイティーズ	米国	リート	不動産	2.8%
9	ウェルタワー	米国	リート	不動産	2.6%
10	デジタル・リアルティ	米国	リート	不動産	2.6%





\*業種は、Global Industry Classification Standard(GICS®)(世界産業分類基準)のセクター分類を使用します。

### 年間収益率の推移



- 本ファンドの収益率は、収益分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算しています。
- 本ファンドにベンチマークはありませんので、ファンド設定日以前の年間収益率について記載していません。
- 2023年は設定日(4月21日)から運用実績作成基準日までの収益率を表示しています。

## お申込みメモ

 購入時	購入単位	販売会社によって異なります。
	購入価額	購入申込日の翌営業日の基準価額
	購入代金	販売会社が指定する日までにお支払いください。
 換金時	換金単位	販売会社によって異なります。
	換金価額	換金申込日の翌営業日の基準価額
	換金代金	原則として換金申込日から起算して6営業日目から、お申込みの販売会社を通じてお支払いいたします。
 申込について	購入・換金申込不可日	英国証券取引所、ニューヨーク証券取引所もしくはルクセンブルク証券取引所の休業日またはロンドン、ニューヨークもしくはルクセンブルクの銀行の休業日、12月24日および主要な組入れファンドが定めるその他の休業日(以下「ファンド休業日」といいます。)
	申込締切時間	「ファンド休業日」を除く毎営業日の原則として午後3時まで
	購入の申込期間	2023年4月21日から2024年4月19日まで (上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。)
	換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、1顧客1日当たり10億円以上の大口のご換金は制限することがあります。
	購入・換金申込受付の中止および取消	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情があるときは、ご購入およびご換金の受付を中止または既に受付けたご購入およびご換金のお申込みを取消す場合があります。
 その他	信託期間	2033年4月20日まで(設定日：2023年4月21日) ※委託会社は、信託期間の延長が受益者に有利であると認めた場合は、信託期間を延長することができます。
	繰上償還	純資産総額が30億円を下回ることとなった場合等には繰上償還となる場合があります。また、主要投資対象とする投資信託証券が存続しないこととなる場合には、信託を終了します。
	決算日	毎月20日(ただし、休業日の場合は翌営業日。)
	収益分配	毎月の決算時に原則として収益の分配を行います。販売会社によっては、分配金の再投資が可能です。 ※運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。
	信託金の限度額	5,000億円を上限とします。
	公 告	公告を行う場合は日本経済新聞に掲載します。
	運用報告書	年2回(1月および7月)の決算時および償還時に、期中の運用経過などを記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に対してお渡しいたします。
	スイッチング	スイッチング(乗換え)につきましては、販売会社にお問い合わせください。 ※スイッチングの際には換金(解約)されるファンドに対して換金にかかる税金が課されることにご留意ください。
	課税関係 (個人の場合)	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度(NISA)の適用対象であり、2024年1月1日以降は一定の要件を満たした場合にNISAの適用対象となります。くわしくは、販売会社にお問い合わせください。 配当控除の適用はありません。

## ファンドの費用・税金



### ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用															
購入時	購入時手数料	<p>購入申込日の翌営業日の基準価額に、<b>3.3% (税抜3%) を上限</b>として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。 (くわしくは販売会社にお問い合わせいただくか、購入時手数料を記載した書面等をご覧ください。)</p> <p>購入時手数料は、商品および投資環境に関する情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価として販売会社が得る手数料です。</p>													
換金時	信託財産留保額	なし													
投資者が信託財産で間接的に負担する費用															
毎日	運用管理費用 (信託報酬)	<p>純資産総額に対して <b>年率1.6742% (税抜1.522%)</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">内訳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">支払先の配分 および 役務の 内容</td> <td>委託会社</td> <td>                     ファンドの運用 受託会社への指図 基準価額の算出 目論見書・運用報告書等の作成 等                 </td> <td>                     年率0.825% (税抜0.75%)                 </td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>                     購入後の情報提供 運用報告書等各種書類の送付 分配金・換金代金・償還金の支払い業務 等                 </td> <td>                     年率0.825% (税抜0.75%)                 </td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>                     ファンドの財産の管理 委託会社からの指図の実行 等                 </td> <td>                     年率0.0242% (税抜0.022%)                 </td> </tr> </tbody> </table> <p>※運用管理費用は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。</p>	内訳			支払先の配分 および 役務の 内容	委託会社	ファンドの運用 受託会社への指図 基準価額の算出 目論見書・運用報告書等の作成 等	年率0.825% (税抜0.75%)	販売会社	購入後の情報提供 運用報告書等各種書類の送付 分配金・換金代金・償還金の支払い業務 等	年率0.825% (税抜0.75%)	受託会社	ファンドの財産の管理 委託会社からの指図の実行 等	年率0.0242% (税抜0.022%)
		内訳													
支払先の配分 および 役務の 内容	委託会社	ファンドの運用 受託会社への指図 基準価額の算出 目論見書・運用報告書等の作成 等	年率0.825% (税抜0.75%)												
	販売会社	購入後の情報提供 運用報告書等各種書類の送付 分配金・換金代金・償還金の支払い業務 等	年率0.825% (税抜0.75%)												
	受託会社	ファンドの財産の管理 委託会社からの指図の実行 等	年率0.0242% (税抜0.022%)												
信託事務の諸費用	<p>監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、印刷費用など信託事務の諸費用が信託財産の純資産総額の年率0.1%相当額を上限として定率で日々計上され、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われるほか、組入れ投資信託証券の信託事務の諸費用が各投資信託証券より支払われます。</p>														
随時	その他の費用・手数料	<p>有価証券売買時の売買委託手数料や資産を外国で保管する場合の費用等 上記その他の費用・手数料(組入れ投資信託証券において発生したものを含みます。)はファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。</p>													

※上記の手数料等の合計額については、ご投資家の皆さまがファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。



## 税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金	
分配時	所得税および 地方税	配当所得として課税	普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および 償還時	所得税および 地方税	譲渡所得として課税	換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益) に対して20.315%

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が軽減される場合があります。

上記は、2023年10月20日現在のものです。

### 少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度(NISA)は、少額上場株式等に関する非課税制度です。

NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となりますが、2024年1月1日以降は、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、2024年1月1日以降は、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。くわしくは、販売会社にお問い合わせください。

なお、税法が改正された場合には、税率等が変更される場合があります。また、法人の場合は上記とは異なります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

GSグローバル・リアルアセット・ファンド  
(毎月決算・分配条件提示型・為替ヘッジなし)